

経 済 産 業 省

20160808商局第1号
平成28年9月30日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成28年9月30日から適用する。ただし、この通達による改正後の規定の適用については、平成29年9月29日までは、なお従前の例によることができる。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号） 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項（略）</p> <p>2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1)～(19)（略）</p> <p>(20) 採暖用、調理用又は理容用の電熱器具（(1)から(19)までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 異常温度上昇試験</p> <p><u>(イ) 少量油状態</u></p> <p><u>JIS C 9335-2-37の適用範囲に含まれる電熱器具にあつては、JIS C 9335-2-37の19.2及び19.3に従って試験を行い、19.13に適合しなければならない。</u></p> <p><u>(ロ) その他の異常状態</u></p> <p>次の <u>a</u> から <u>i</u> までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して通電し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した器体の外部（発熱部を除く。）の温度が160℃以下で</p>	<p>別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号） 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項（略）</p> <p>2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1)～(19)（略）</p> <p>(20) 採暖用、調理用又は理容用の電熱器具（(1)から(19)までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 異常温度上昇 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>次の <u>(イ)</u> から <u>(リ)</u> までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して通電し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した器体の外部（発熱部を除く。）の温度が160℃以下</p>

あり、かつ、試験品及びこれを据え置く木台が燃焼するおそれのないこと。ただし、温度ヒューズ又は温度過昇防止装置として使用する自動スイッチが動作した場合において、試験品又は木台が燃焼するおそれのないときは、各部の温度は160℃以下であることを要しない。この場合において、試験後500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、試験後再び使用されるおそれのあるものにあつては1MΩ、その他のものにあつては0.1MΩ以上であること。

a 試験品は、厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。

b 通常の使用状態において、横転し、反転し、又は折りたたまれるおそれのあるものにあつては、それぞれ横転し、反転し、又は折りたたまれた状態にすること。

c ふとん、毛布その他これらに類する物で覆われるおそれのあるもの及びこれらを覆って使用するおそれのあるものにあつては、これらの物で覆った状態にすること。

d 使用場所が水中又は液体中であつて、空気中において放置されるおそれのあるものにあつては、空気中に放置すること。

e 水又は液体を入れる容器を有するものであつて、水又は液体がない状態で通電したときに異常に発熱するおそれのあるものにあつては、水又は液体を容器に入れないこと。

f 温度ヒューズ、自動温度調節器又は自動スイッチを有するものにあつては、温度過昇防止装置として使用しない自動温度調節器又は自動スイッチの1の接点を短絡し、他の自動温度調節器又は自動スイッチの動作温度を最高温度にセットすること。

であり、かつ、試験品及びこれを据え置く木台が燃焼するおそれのないこと。ただし、温度ヒューズ又は温度過昇防止装置として使用する自動スイッチが動作した場合において、試験品又は木台が燃焼するおそれのないときは、各部の温度は160℃以下であることを要しない。この場合において、試験後500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、試験後再び使用されるおそれのあるものにあつては1MΩ、その他のものにあつては0.1MΩ以上であること。

(イ) 試験品は、厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。

(ロ) 通常の使用状態において、横転し、反転し、又は折りたたまれるおそれのあるものにあつては、それぞれ横転し、反転し、又は折りたたまれた状態にすること。

(ハ) ふとん、毛布その他これらに類する物で覆われるおそれのあるもの及びこれらを覆って使用するおそれのあるものにあつては、これらの物で覆った状態にすること。

(ニ) 使用場所が水中又は液体中であつて、空気中において放置されるおそれのあるものにあつては、空気中に放置すること。

(ホ) 水又は液体を入れる容器を有するものであつて、水又は液体がない状態で通電したときに異常に発熱するおそれのあるものにあつては、水又は液体を容器に入れないこと。

(ヘ) 温度ヒューズ、自動温度調節器又は自動スイッチを有するものにあつては、温度過昇防止装置として使用しない自動温度調節器又は自動スイッチの1の接点を短絡し、他の自動温度調節器又は自動スイッチの動作温度を最高温度にセットすること。こ

この場合において、就寝用又は床上に敷いて使用する採暖用のもの（ハ（へ）ただし書に規定するものを除く。）にあつては、温度過昇防止装置として使用する温度ヒューズ、自動温度調節器又は自動スイッチについてもこれらの接点を短絡すること。

g 送風装置又は通風装置を有するものにあつては、これらの装置を停止すること。

h 循環装置を有するものにあつては、その装置を停止すること。

i bからhまでに掲げるもの以外のものであつて、容易に危険かつ異常な使用状態に移行するおそれのあるものにあつては、その異常な使用状態にすること。

ホ～ト （略）

(21)～(108) （略）

3 （略）

附表第一～附表第十 （略）

の場合において、就寝用又は床上に敷いて使用する採暖用のもの（ハ（へ）ただし書に規定するものを除く。）にあつては、温度過昇防止装置として使用する温度ヒューズ、自動温度調節器又は自動スイッチについてもこれらの接点を短絡すること。

(ト) 送風装置又は通風装置を有するものにあつては、これらの装置を停止すること。

(チ) 循環装置を有するものにあつては、その装置を停止すること。

(リ) (ロ) から (チ) までに掲げるもの以外のものであつて、容易に危険かつ異常な使用状態に移行するおそれのあるものにあつては、その異常な使用状態にすること。

ホ～ト （略）

(21)～(108) （略）

3 （略）

附表第一～附表第十 （略）